

Pension

QUESTION

ANSWER

税務

税金の疑問に
お答えします

Q&A

役場税務班 ☎42局2111番



Q 疑問

私の収入は公的年金で、金額は185万円です。年金が400万円以下なので確定申告はしませんでした。それ以外には、自分で加入して受け取っている個人年金が15万円あります。申告が不要だと思っていたら、25年度の途中で住民税と国民健康保険税が上がりました。個人年金も所得になるのですか。申告はどうするのでしょうか。

A 答え

個人年金は、受取額から掛金（払込保険料）等を差し引いた残額が所得になります。申告時には、このような内容の分かる証明が必要ですので、申告前に証明が送付されない場合は、ご加入の保険会社等に確認してください。

今回のような場合は所得税の確定申告は不要ですが、町県民税（住民税）の申告が必要になります。所得税の申告と同じように、給与・年金など収入の源泉徴収票、個人年金や一時所得の受取の証明、生命保険料控除の証明、医療費控除の明細など該当するものと印かんなどを準備して、申告をしてください。

■申告をお忘れなく

所得税は、あなた自身が所得を計算し、税金を算出して納税する申告納税制度になっています。確定申告をしなければならぬ人や確定申告をすれば税金が戻る人は、正しく計算し期限内に申告を済ませてください。

平成23年分確定申告から公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税の申告は不要になりました。この場合でも、還付を受けるための申告書を提出することはできます。（還付申告は直方税務署で1月から始まります。）

また、次のような人は所得税がかからなくても町県民税（住民税）の申告が必要です。申告をされないと町県民税や国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料等の正しい算定ができない場合があります。

- ①遺族年金または障害年金だけを受給されている人
- ②農業、営業、配当、地代、家賃などの所得がある人
- ③生命保険料・地震保険料控除や医療費控除、社会保険料控除、扶養控除など、各種控除を受けようとする人
- ④収入がなくても国民健康保険等に加入している人 など

※生命保険等の満期受取金（一時所得）や個人年金（雑所得）は、お受け取りの金額によっては申告の対象になります

確定申告の受付

申告受付は平成26年2月17日（月）からです。所得税（税務署）の確定申告をされた人は、町県民税の申告は必要ありません。なお、役場庁舎では受付を行っていませんのでご注意ください。日程や会場など、詳しいことは平成26年2月号の広報でお知らせします。



自主防災

情報は自らを守る最大の防御

情報をすばやくキャッチ

大雨や台風のと看、気象庁、県などはさまざまな気象情報を発表します。どのような状態を意味するのか知っておくことは大変重要です。

- 注意報…災害の恐れがあるときにでされます。
- 警報…重大な災害の恐れがあるときにでされます。
- 土砂災害警報情報…土砂災害の恐れがあるときにでされます。
- 台風情報…台風が発生したときにでされます。
- 特別警報…経験したことのないような異常な現象で、危険性がいちじるしく高まったとき「ただちに命を守る行動をとってください」とでされます。

【避難勧告等の発令区分】

町からの避難勧告等は、次の3区分に分けて発令されます。

発令区分	発令内容
避難準備情報	住民に対し、避難の準備や自主避難を求める
避難勧告	人的被害の発生する危険性が高まった状況の際に発令され、住民に対し、避難所等への避難を求めるものです。
避難指示	人的被害の発生する危険性が非常に高まった状況の際に発令され、住民に対し、避難所等への避難を強く求めるものです。

防災や気象についての情報を得る

①町の防災行政用無線



●防災行政用無線
☎43局15550番
まで（通話料は、利用者の負担となります。）

●防災行政用無線
町では、町民の生命や安全を守るために必要な緊急情報を迅速に伝達できる「防災行政用無線」を町内22か所に設置しています。この無線では、防災情報やさまざまな行政情報について大きな音量で放送を行っていますが、大雨等で窓を閉めている場合、聞こえないことが予想されます。また、地形によっては、放送が聞き取りにくい地域があります。このような場合は、防災行政用無線の確認電話がありますので、ご利用ください。

②テレビのdボタンのデータ放送の利用方法



- ① テレビのリモコンのdボタンを押す
- ② 民放のテレビ局はdボタンを押すと天気や災害情報等を確認することができます。また、NHK総合では、さらに近くの川の河川水位や雨量を知ることができます。

③緊急時には緊急速報メール

緊急速報メールとは、国・地方公共団体からの災害や避難等の情報を、対象エリア内にいる人に一斉に緊急情報を送信するものです。鞍手町においても携帯電話会社と契約し、町が情報を配信した場合に町内にいる利用者全員にメールが送信されます。なお、携帯機種によっては設定が必要なものや、利用できない携帯がありますので、詳しくはお問い合わせください。

- 携帯電話会社 株式会社NTTドコモ、ソフトバンクモバイル株式会社、KDDI株式会社（au）
- メール受信料金及び情報料 無料
- 問い合わせ 各電話会社へお問い合わせください。

④気象情報、防災・安全情報、安否確認メールの情報を入手することができます。

- ▶防災メール・まもるくんの詳しい情報
ホームページ <http://www.bousai.pref.fukuoka.jp>
- ▶防災メール・まもるくんへの登録
携帯 <http://www.bousaimobile.pref.fukuoka.lg.jp>

- 問い合わせ 福岡県総務部消防防災課
☎（092）651局1111番（県庁代表）まで

「防災メール・まもるくん」へのアクセスにご利用ください。



情報を得る

- ① 町の防災行政用無線
- ② テレビのdボタンを活用
- ③ 緊急時には緊急速報メール
- ④ 防災メールまもるくん

●防災行政用無線
次のような方法でも情報を得ることができます。②テレビ・ラジオでの情報③緊急速報メール④防災メールまもるくん。その他、音声応答装置や広報車等での巡回で情報を得ることができます。ただし、④については、事前登録が必要です。